

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和 7 年度

工事番号

香川県砂防情報システム保守管理業務委託 実施 設 計 書

高松市番町他

特記仕様書

1. この仕様書は、令和7年度香川県砂防情報システム保守管理業務委託に適用する。
2. この仕様書に記載されたものの他、設計書、図面、現場説明書、現場説明に対する質問回答書、及び「電気通信施設点検基準（案）」、「電気通信施設点検業務共通仕様書」、「土木工事共通仕様書」、「香川県情報セキュリティポリシー」等、並びに関係諸法令及び条例等を遵守すること。
3. 国、公有又は私有、土地への立ち入りを行なうときは、あらかじめ立ち入り区域及び期間等を調査職員に届け出なければならない。
4. 業務に伴う地元関係者との調整について、受注者は調査職員の指示に従いこれにあたらなければならない。また、立会、及び伐採等に要する費用弁償は、すべて受注者の責任において行なうこと。
5. 受注者は、業務の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。）から不当要求行為（不当又は違法な要求、工事妨害その他建設工事等の契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導し、その報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
6. 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
 - (2) 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても同様とする。
 - (3) 受注者は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - (4) 受注者は、この契約による事務の処理のために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
 - (5) 受注者は、この契約による事務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
 - (6) 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

また、事務の処理を行う場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んではならない。
 - (7) 受注者は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。
 - (8) 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- (9) 発注者は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、受注者に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。
 - (10) 受注者は、この契約による事務の処理のために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、発注者の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。
 - (11) 受注者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 7. 業務の実施にあたっては、調査職員と連絡を密にし、疑義が生じた場合は、速やかに指示を受けること。
 - 8. 業務の実施にあたって、必要となる資料等の貸与等については調査職員へ申し出、使用後は速やかに返却すること。
 - 9. 成果物の引き渡し後、過誤、粗漏、不足及び不適當が発見された場合は、ただちに修補を行なうものとする。この場合に要する費用は、受注者の負担とする。
 - 10. 成果物の提出は業務完了時とするが、調査職員が中間報告を求めた場合には速やかに応じるものとする。

特記仕様書

第1条 適用

本仕様書は、「令和7年度香川県砂防情報システム保守管理業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務範囲

本業務の範囲は、点検対象機器一覧表に示す機器について本特記仕様書及び電気通信施設点検基準に基づき、現場の状況に応じて点検・整備を行うものとする。

また、本業務の履行において生じる軽微な障害修理については、本業務に含まれるものとする。

第3条 点検種別及び点検周期

対象機器及び点検周期は、「点検対象機器一覧表」（以下、「一覧表」という。）に基づき実施するものとする。点検種別は、通常点検と精密点検の2種類とし、精密点検1回/年、通常点検2回/年、実施するものとする。実施時期については、担当職員と協議の上決定するものとする。

第4条 消耗品の交換（点検時に交換することを想定）

本業務の履行において、消耗品の交換の必要を確認した場合については、担当職員と協議の上、対応するものとする。

第5条 障害時対応（必要に応じて実施）

対象設備に関して、委託期間中において障害が発生した場合は、すみやかに担当職員と協議し、必要な措置を講じるものとする。また、異常気象時等には、より迅速な障害対応が必要となるため、県庁又は点検対象機器の存する場所等、担当職員が指定する場所で待機するものとする。

なお、異常気象とは以下に示すものをいう。

ア 高松地方気象台から大雨警報、洪水警報又は大雨特別警報（土砂災害、浸水害）が発表されたとき。

イ 大雨、洪水、土砂災害に対する危険があると香川県知事が判断したとき。

第6条 完成図書及び付属品の貸与

業務の遂行のために必要な完成図書及び付属品は、貸与する。

第7条 成果品の提出

業務完成時に成果報告書を1部提出するものとする。

なお、障害時の対応を行った場合は、その都度、報告書を提出し、業務完成時には成果報告書に添付するものとする。

数量総括表

精密点検（1回当たり）

		県庁	長尾土木	高松土木	小豆総合	中讃土木	西讃土木	合計
精密点検 (1回/年)	総括局	1						1
	監視局		1	1	1	1	1	5
	計	1	1	1	1	1	1	6
	合計	1	1	1	1	1	1	6

<点検対象機器一覧表>

県庁総括局

点検項目は、電気通信施設点検基準（案）による。

点検機器	項目	名称・規格等	点検周期		備考
			12ヵ月	6ヶ月	
砂防情報処理サーバ装置	24-1	処理装置 砂防情報処理サーバ	1		精密
砂防情報処理サーバ装置	24-1	処理装置 コンテンツ作成サーバ1	1		精密
砂防情報処理サーバ装置	24-1	処理装置 コンテンツ作成サーバ2	1		精密
砂防情報処理サーバ装置	24-1	処理装置 データ交換作成サーバ	1		精密
NASサーバ	24-5	ファイルサーバ	1		精密
情報表示端末1	24-3	端末装置（WS）	1		精密
情報表示端末2	24-3	端末装置（WS）	1		精密
カラープリンタ	24-1 1	プリンタ装置（レーザ）	1		精密
動作点検	16-1	国土交通省点検業務「河川情報システム」を準用	1		精密

監視局【土木（小豆総合）事務所】

点検項目は、電気通信施設点検基準（案）による。

点検機器	項目	名称・規格等	点検周期		備考
			12ヵ月	6ヶ月	
土砂災害処理装置	24-1	処理装置	1		精密
プリンタ装置	24-1 1	プリンタ装置（レーザ）	1		精密
動作点検	16-1	国土交通省点検業務「河川情報システム」を準用	1		精密
LAN・ルータ	24-4	端末装置 LAN・ルータ	1		精密